

松江市告示第 405 号

松江市集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年松江市告示第 429 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 16 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
(補助の対象等)			(補助の対象等)		
第 2 条 略			第 2 条 略		
略			略		
補助金交付の対象である事業の内容、補助事業者の範囲及び交付の率又は金額		交付の率又は金額 _____ _____ _____ (1) 推進活動 補助対象経費の <u>2分の1の額</u> とし、1 事業実施主体当たり <u>100 万円</u> ____ を上限とする。 (算出された額に <u>1,000 円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)	補助金交付の対象である事業の内容、補助事業者の範囲及び交付の率又は金額		交付の率又は金額 <u>及び 1 事業実施主体当たり補助上限額等</u> (1) 推進活動 補助対象経費の <u>1/2 以内</u> とし、1 事業実施主体当たり <u>1,000 千円</u> を上限とする。 (算出された額に <u>千円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)
	略	(2) 機械等整備		略	(2) 機械等整備

	<p>補助対象経費の <u>2分の1の額</u>とし、 1 事業実施主体 <u>当たり 500 万円</u> (ただし、当該事業実施主体が設立1年未満の法人かつ認定農業者の場合は <u>1,200 万円</u>) を上限とする。(算出された額に <u>1,000 円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)</p>		<p>補助対象経費の <u>1/2 以内</u> とし、 1 事業実施主体 <u>当たり 5,000 千円</u> (ただし 当該事業実施主体が設立1年未満の法人かつ認定農業者の場合は <u>12,000 千円</u>) を上限とする。 (算出された額に <u>千円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)</p>
	<p>(1) 推進活動 補助対象経費の <u>2分の1の額</u> とし、1 事業実施主体 <u>当たり 100 万円</u> を上限とする。 (算出された額に <u>1,000 円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)</p> <p>(2) 機械等整備 補助対象経費の <u>2分の1の額</u> とし、1 事業実施主体 <u>当たり 500 万円</u> (ただし、当該事</p>	略	<p>(1) 推進活動 補助対象経費の <u>1/2 以内</u> とし、1 事業実施主体 <u>当たり 1,000 千円</u> を上限とする。 (算出された額に <u>千円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)</p> <p>(2) 機械等整備 補助対象経費の <u>1/2 以内</u> とし、1 事業実施主体 <u>当たり 5,000 千円</u> (ただし 当該事</p>

		業実施主体が設立1年未満の法人かつ認定農業者の場合は <u>1,200万円</u>)を上限とする。(算出された額に <u>1,000円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)			業実施主体が設立1年未満の法人かつ認定農業者の場合は <u>12,000千円</u>)を上限とする。(算出された額に <u>千円</u> 未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)
終期	<u>令和6年3月31日</u>		終期	<u>令和5年3月31日</u>	
		(概算払)			
		<u>第3条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。</u>			
		<u>第4条</u> 略			<u>第3条</u> 略

附 則

この告示は、令和5年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。